

「チョイソコかかみがはら」運行事業者公募要領

1. 主旨

本市では、須衛・各務・八木山エリア、鶉沼南エリア①・②で「チョイソコかかみがはら」を運行している。令和7年10月からのチョイソコかかみがはらの運行にあたり、各務原市（以下、「甲」という。）並びに、チョイソコのシステムを提供する株式会社アイシン（以下、「乙」という。）と協定を締結し、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業（以下、「乗合事業」という。）を行う市内事業者を公募する。

2. 公募概要

- (1) 事業内容 「チョイソコかかみがはら」運行事業仕様書（以下、「仕様書」という。）に掲げるとおり
- (2) 事業期間 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

3. 申請資格

本事業に申請できる事業者は次に掲げる要件をすべて満たしている事業者とする。

- (1) 申請時に各務原市内に道路運送法第4条に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（以下、「乗用事業」という。）または乗合事業の営業所を備えていること。
- (2) 令和7年9月30日までに、市内に中部運輸局が認可する乗合事業の営業所且つ運行管理者を備え、仕様書に基づく乗合事業の申請をし、許可を得る見込みがあること。
- (3) 仕様書に定める運行内容を実施できる運行体制を備えていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないものであること。
- (5) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (7) 本市または他の自治体において指名停止処分を受けている期間中でないこと。

4. 提出書類

- ・「チョイソコかかみがはら」運行事業参画申請書（様式1）
- ・各務原市内における乗用事業及び乗合事業の許可書（写し）

5. 申請書類等の提出方法・期間

「4. 提出書類」に定める書類を下記提出先まで郵送または持参にて提出するものとする。
なお、提出期間を超えた申請は受け付けない。

提出先 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69
各務原市都市建設部都市活力創造課公共交通政策係
TEL：058-383-9912（直通）

提出期間 令和7年8月25日（月）～令和7年9月2日（火）（必着）
持参する場合は、平日のみ受付可とし、各日とも8:30～17:00の間とする。

6. 審査

市は、提出された書類に基づき、事業者の適格性を審査する。審査にあたっては、必要に応じてヒアリングを行う。審査結果は「チョイソコかかみがはら」運行事業資格審査結果通知書（様式2）にて通知する。

7. 運行事業者の決定

「6. 審査」の結果、運行事業者として適切と認められた者から、1運行区域につき1事業者を運行事業者に決定し、運行開始前までに、決定した事業者と甲、乙にて協定を締結する。

運行する区域は、「チョイソコかかみがはら」運行事業参画申請書にて申請した第1希望の区域とする。ただし、同一区域に第1希望の事業者が複数存在する場合は、区域ごとにくじ引きを行い、運行事業者を決定する。

第1希望とした事業者がない運行区域があった場合は、運行事業者に決定していない者のうち、当該区域を第2希望とした事業者に決定する。該当する事業者が複数存在する場合は、くじ引きで決定する。応募が1事業者のみの場合、希望する事業者は第2希望の区域でも運行事業者となることができる。

なお、決定後の事業者の都合による辞退は、原則認められない。

くじ引き実施日（予定）

日 時：令和7年9月8日（月）10:00～

場 所：各務原市役所5階 第2会議室

その他：くじ引きは公開により実施する

8. 交通支援金等

運行事業者は、協定とは別途、乙と運行実務に関する契約を締結し、同契約に基づき、乙に対して担当した運行時間に応じた交通支援金を請求することができる。

交通支援金は、1時間あたり3,900円（税別）とする。燃料費は交通支援金に含む。

なお、運賃収入が発生した場合には、運賃収入相当額を差し引いて請求するものとする。

9. 参画資格の取り消し

次に掲げるいずれかに該当する場合または該当していることが判明した場合は、参画資格を取り消すことができる。なお、取消しにより損害を受けた場合においても、事業者は市に対し、その損害の補償を請求することはできない。

- (1) 3.「申請資格」の資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 申請内容および提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 事業の履行が困難と認められる場合
- (4) 申請に際して不正行為があった場合
- (5) 公租公課の滞納処分を受けた場合

10. その他

- ・申請時に乗合事業の許可を有していない事業者は、許可取得後、速やかに許可書の写しを市へ提出すること。
- ・申請にかかる費用は、参画事業者の負担とする。